

松戸市市民便利帳協働発行業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

市民の暮らしに役立つ行政情報を掲載した市民便利帳の発行を市の費用負担なく作成・発行・全戸配布までを行うことができる民間事業者を選定することにより、市民サービスの向上を図る

2 業務名等

- (1) 業務名称 松戸市市民便利帳協働発行業務
- (2) 業務場所 松戸市が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙『松戸市市民便利帳協働発行業務仕様書』による
- (4) 業務履行期間 協定締結日の翌日から令和5年3月31日まで

3 プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

官民協働事業による市民便利帳発行業務及び全戸配布業務については、発行及び配布経費を市が負担することなく広告費で賄うものであるが、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を求めるものです。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

市民便利帳協働発行業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

5 事業スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年4月 8日(金) |
| (2) 質問書の締切 | 令和4年4月15日(金) |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和4年4月20日(水) |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和4年4月28日(木) |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和4年5月 6日(金) |
| (6) 提案書等の提出締切 | 令和4年5月17日(火) |
| (7) プレゼンテーション | 令和4年5月23日(月) |
| (8) 審査結果通知 | 令和4年5月25日(水) |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6 参加資格・参加申し込み方法等

- (1) 参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人であることとする。

- ① 本市の委託の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- ③ 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の特定までの間に、松戸市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 過去3年以内に地方自治体の市民便利帳を地方自治体と協働発行した実績を有していること。
- ⑤ 国税、本社所在地分の都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- ⑥ 公募開始の日から協定締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(2) 参加申し込み方法

① 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 契約実績を証明する書類（契約書・仕様書等）

ウ 国税、本社所在地分の都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書の写し（発行後3カ月以内のもの） ※国税は納税証明書（その3の3）に限る。

② 提出方法

持参（要事前連絡）又は郵送（未着等が生じた場合に配達状況が確認できる方法）

ア 持参の場合 松戸市役所広報広聴課（新館5階）

イ 郵送の場合 〒271-8588松戸市根本387-5松戸市役所広報広聴課

③ 提出期限

ア 持参の場合 令和4年4月28日（木）17時まで
（提出期限までの開庁日で8時30分～17時。ただし、12時15分～13時を除く）

イ 郵送の場合 令和4年4月28日（木）必着

(3) 参加資格確認結果通知

参加申込の結果については、令和4年5月6日（金）に通知する。

7 評価方法及び評価基準

- (1) 本プロポーザルについては、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

No.	審査項目	審査内容	配点
1	企画内容	目的の市政情報は調べやすいか(掲載位置が適当かなど)	20
		企画情報等は、便利帳に付加価値を与え市民にとって魅力あるものであるか	10
		行政情報と広告の比率は妥当か	10
		広告の掲載位置等は妥当か	5
2	編集・発行	無理のない工程が組まれているか	5
		図版・表・絵文字・写真等の表現は、効果的に使われているか	10
3	体制・実績	配布方法の体制は確立されているか	10
		同様業務の実績は豊富か	5
		広告主募集方法の体制は確立されているか	5
		トラブルへの対処方法は確立されているか	5
4	実現性・独自提案	総事業費概算見積書に関して、十分な事業実現性が確保されているか	10
		松戸市にとって有意義な事業に対する独自提案はされているか	5
合計			100

- (2) 各選考委員の採点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者として選考し、協定締結の交渉を行う。
- (3) 合計点数が最も高い者が複数いた場合には、「企画内容」の項目の評価点が高い者を優先交渉権者として選考する。
- (4) 選考委員会の評価点の合計が全体の6割未満であるものは選外とする。

8 提案方法等

(1) 質問

① 質問方法

質問書(様式2)に質問事項を記入し、電子メールで事務局へ送信する。

E-mail : mckouhou@city.matsudo.chiba.jp

※ 送信した際は、事務局(047-366-7320)に電話し到着確認をすること

※ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)についての質問は受付けない

②質問期間 令和4年4月8日(金)から令和4年4月15日(金)まで

(2) 質問への回答

① 回答方法

電子メールにて参加者全者に通知する

② 回答日

令和4年4月20日(水)

(3) 提案書等の提出

① 提出書類

ア 提案書(様式3)

イ 企画提案書(任意様式) ※電子データも提出すること

ウ 実施体制調書(様式4)

エ 問い合わせ等の対応について(任意様式)

オ 業務実績調書(様式5)

カ 会社概要書(様式6)

② 注意事項

ア 松戸市市民便利帳協働発行事業提案関係書類作成要領に基づき作成すること

イ 企画提案書の提出は、1者につき1件とする

ウ 企画提案書は、原則として縦置き横書きでA4両面印刷で左綴じとすること。A3判を使用する場合は、横置きにして折り込むこと

エ 企画提案書にはページ番号をつけること

オ 市は提出物を事業経過説明等に無償で使用するができるものとする。

カ 本件は、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、協定内容は必ずしも提案内容に沿うものではありません

③ 提出部数

20部

④ 提出方法

持参(要事前連絡)又は郵送(未着等が生じた場合に配達状況が確認できる方法)

ア 持参の場合 松戸市役所広報広聴課(新館5階)

イ 郵送の場合 〒271-8588松戸市根本387-5松戸市役所広報広聴課

⑤ 提出期限

ア 持参の場合 令和4年5月17日(火)17時まで

(提出期限までの開庁日で8時30分~17時。ただし、12時15分~13時を除く)

イ 郵送の場合 令和4年5月17日(火)必着

(4) プレゼンテーション

- ① 実施日時
令和4年5月23日(月)
時間については、企画提案書の提出後に、提案者に連絡する。
- ② 実施場所
松戸市役所庁舎内
- ③ 出席者
1者3名以内
- ④ 実施時間
1者60分以内とする（プレゼンテーション40分以内、質問20分程度。セッティング・撤去に係る時間を含む）。
- ⑤ 実施者
本業務を行うこととなった際に担当予定の者が行うこと。
- ⑥ 貸出物品
机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。
- ⑦ その他
提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

9 評価結果の通知について

優先交渉権者を特定した場合、優先交渉権者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。なお、評価結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

10 結果の公表及び方法

審査結果は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・採点結果とする。ただし、優先交渉権者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。参加業者が、2者の場合にあつては、優先交渉権者と採点結果のみとする。

11 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合 等

1 2 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式7）をプレゼンテーション実施日の4日前までに提出すること。

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者負担とする。
- (2) 提出した書類の訂正・差し替えは認めない
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 優先交渉権者と特定されたことをもって、協定締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と協定書の取り交わしをもって協定成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (5) 参加業者が1者であっても、評価を行う。なお、評価の結果、選外（選考委員会の評価点の合計が全体の6割未満）である場合には、優先交渉権者とししない。
- (6) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

1 4 事務局

松戸市役所 総合政策部 広報広聴課

担当者 錦戸・竹俣

住 所 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5

電 話 0 4 7 - 3 6 6 - 7 3 2 0

F A X 0 4 7 - 3 6 2 - 6 1 6 2

E-Mail mckouhou@city.matsudo.chiba.jp